

基発 0630 第 1 号
令和 2 年 6 月 30 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「労災保険二次健康診断等給付担当規程」の一部改正について

労災保険二次健診等給付医療機関の担当内容については、平成 13 年 3 月 30 日付け基発第 234 号「「労災保険二次健診等給付医療機関の指定及び指定取消事務取扱準則」及び「労災保険二次健康診断等給付担当規程」の制定について」（平成 20 年 4 月 1 日最終改正）により取り扱ってきたところである。

今般、会計検査院より、二次健康診断等給付に係る健診費用単価の設定について指摘を受けたことから、同指摘に基づき、健診費用単価が適切なものとなるよう、健康保険の診療報酬点数表に定められた点数に基づいて検査の費用の額を算定するなど検査の費用の額の改定を行い、また新たに「労災保険二次健康診断等給付担当規程」（以下「担当規程」という。）の別添として、特定保健指導の具体的な実施内容、実施方法、実施時間の目安等を定めた「特定保健指導の実施基準」を策定し、これに基づき特定保健指導を実施することとした。

については、担当規程の一部を下記のとおり改正するので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正の内容

(1) 第 3 の 3 号の次に以下を加える。

4 特定保健指導については、別添「特定保健指導の実施基準」に基づき実施すること

(2) 第 5 の次に以下を加える。

(個人情報保護)

第 6 健診給付医療機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、二次健康診断等に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならないこと。

② 健診給付医療機関は、二次健康診断等に関して知り得た個人情報の漏

えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。また、みだりに他人に知らせてはならないこと。

③ 健診給付医療機関は、二次健康診断等処理するために個人情報を収集するときは、目的を明確にするとともに、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならないこと。また、二次健康診断等処理するために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならないこと。

④ 健診給付医療機関は、二次健康診断等に関して知り得た個人情報を二次健康診断等の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならないこと。

ただし、特定保健指導の実施において給付対象者から同意を得ている場合に限り、事業場に選任されている産業医等に対し、特定保健指導の結果について提供を行うことができること。

⑤ 健診給付医療機関は、二次健康診断等を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を提供してはならないこと。

ただし、健診給付医療機関が、胸部超音波検査及び頸部超音波検査並びに採血及び採尿の成分の分析の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではないこと。

(3) 第9を第10とし、3号の次に以下を加える。

4 給付対象者に二次健康診断等受診結果を交付する際は、二次健康診断等の重要性について丁寧に説明を行い、「事業主提出用」の用紙を確実に提出するよう働きかけを行うこと

(4) 第14を第15とし、2項の「60日」を「3か月」に改める。

(5) 別紙「健診費用算定組合せ表」及び留意事項を別紙の内容に改める。

(6) 別添として「特定保健指導の実施基準」を定める。

(7) その他、所要の整備を行う。

2 施行期日について

本改正は、二次健康診断受診年月日が令和2年8月1日以降の分から適用する。